

## 令和4年度における漁済連に対する貸付状況及び今後の貸付けについて

## 1. 漁済連に対する貸付状況について

(1) 令和2年度以降、長引く不漁に加え、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、共済金支払が著しく多額に上り、国の特別会計による保険金が大きく不足したことから、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）が保険金相当分について全国漁業共済組合連合会（以下「漁済連」という。）に貸付けを行っている。

なお、貸付額及びその原資となる借入額については、令和3年度及び令和4年度に限り、

① 業務方法書を一部変更し、漁済連への貸付限度額を引き上げ（上限166億円→270億円）、

② 中期計画に定めた借入限度額を超過する借入れを行う（上限110億円→227億円）ことについて、主務大臣の認可を受けているところである。

(2) 令和4年4月から令和5年2月にかけて、信用基金から漁済連に対して延べ208億円の貸付けを行い、一方、国から支払われた保険金及び国による特別会計の借入金を財源として、漁済連から信用基金に対して、令和5年2月末までに延べ311億円の貸付金が返済されることにより、同月末現在の信用基金から漁済連への貸付残高は85億円、信用基金の民間金融機関からの借入残高は35億円となる見込みである。

図3 令和4年度の漁済連への貸付残高の推移  
（2月末現在・見込）（単位：億円）

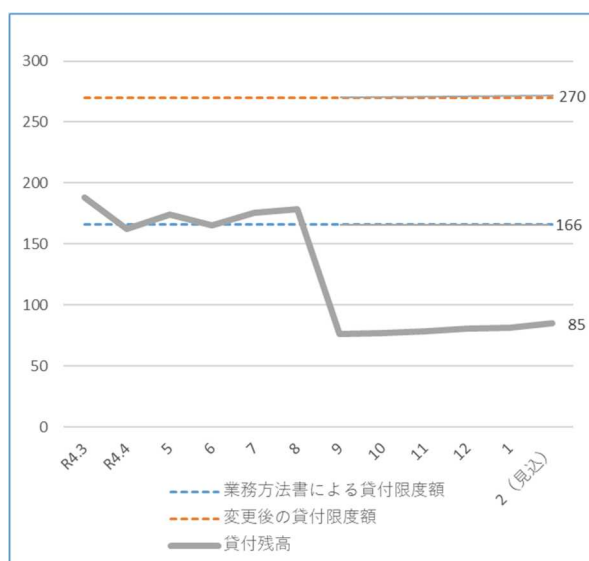
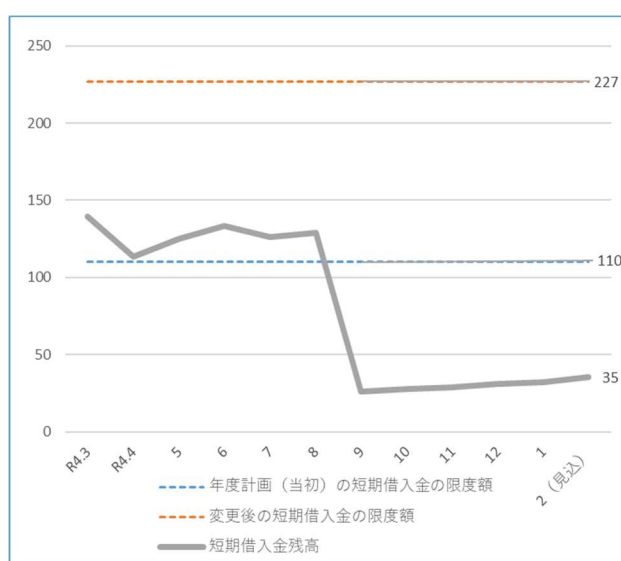


図4 令和4年度の信用基金の借入残高の推移  
（2月末現在・見込）（単位：億円）



(3) 令和4年度は、

① 前年度を大きく上回って国の保険金支払のための予算措置がされ、貸付金が174億円返済される見込みであること

② 共済金の支払（年度累計）が令和2年度及び令和3年度を下回って推移していること

等から、貸付額及び借入額は、変更後の貸付限度額及び大臣認可後の借入限度額を超過しない見込みとなっている。

表1 令和3年度及び4年度の保険金予算額  
(単位：億円)

|        | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------|-------|-------|
| 保険金予算額 | 47    | 174   |

表2 共済金支払額（累計）の推移  
(単位：億円)

|        | 1月末時点 |
|--------|-------|
| R2（累計） | 252   |
| R3（累計） | 307   |
| R4（累計） | 220   |

## 2. 今後の貸付けの見通し及び第5期中期目標期間における短期借入金の限度額（案）について

(1) 今後の貸付けの状況としては、令和4年度において、共済金の支払は減少傾向にあるものの、過去に比べると大きな支払が続いており、また、幅広い漁業種類での不漁の継続、自然災害（赤潮・台風等）の影響等から、令和5年度においても、信用基金から漁済連に対する貸付けは継続するものと見込まれる。

(2) 信用基金においては、出資金及び利益剰余金のほか、民間金融機関から借り入れた短期資金を原資として貸付けを行っており、短期借入金の限度額については、中期計画及び年度計画に記載している。

(3) 第5期中期目標期間における短期借入金の限度額については、(1)の今後の貸付けの見通しを踏まえて、

① 第4期中期目標期間と同様に、過去の貸付実績等を勘案しつつ、

② 第4期中期目標期間に、中期計画上の借入金限度額を超えてしまったことも踏まえ、①の額に一定の余裕を折り込み、

③ ②の額から出資金及び利益剰余金の合計額60億円を控除して、185億円とすることとする。

- (4) 第5期中期計画及び令和5年度年度計画における短期借入金の限度額は、上記(3)を踏まえて、次のように定めることとする。

農業保険関係勘定及び漁業災害補償関係勘定における一時的に不足する貸付原資（農業経営収入保険事業に係る年度末不足資金の貸付原資を除く。）を調達するための短期借入金は、農業保険関係勘定において868億円（うち農業共済事業及び農業共済責任保険事業分487億円、農業経営収入保険事業分381億円）、漁業災害補償関係勘定において185億円を限度とする。

### 3. その他

信用基金は、令和3年4月から、信用基金から漁済連への貸付金利を「TIBOR レート+0.35%」としている。

これは、民間金融機関から借りて漁済連に貸し付けることが継続することが見込まれる中、信用基金の貸付金利が、民間金融機関から信用基金が借り入れる金利と逆ざやにならないよう措置したものである。

この金利設定については、直近1年間の金融機関の貸出コストを見ると、前年同期と同程度であることから、令和5年4月からも引き続き同じ貸付金利を適用することとする。

なお、昨年後半から、調達金利と貸付金利との差に縮小がみられること等から、今後の金融動向を注視しつつ、必要に応じて更なる見直しを行うものとする。